

令和5年度事業計画書

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

1 事業の実施方針

令和4年度の配合飼料価格は、飼料原料穀物が高値で推移したことに加え為替相場も円安傾向で推移したこと等により、近年まれに見る高騰となりました。

そのため、配合飼料価格安定制度では第1四半期から第4四半期まで、異常補てんを含む高額の補てん発動が継続しました。

通常補てんの財源については高額補てんが継続したことにより、全日基による長期借入金の借入による補てん財源の確保と、借入金の圧縮のための分割交付が実施されました。

令和4年度第3四半期以降の異常補てんについては、準備財源の枯渇による「払いきり補てん」が実施されましたが、畜産経営の飼料コスト負担が大きくなっていることから、国による緊急対策が実施され、対象となる飼料に対し第3四半期は6,750円/トンが補てんされ、第4四半期も8,500円/トンの補てんが予定されています。

また、県により、第2四半期の対象となる飼料に対して2,000円/トン、及び令和4年度の対象となる飼料に対し、200円/トンの補助事業が実施され、畜産農家の負担軽減が図られました。

令和5年度についても、配合飼料価格の高止まりが予想されることから、国による新たな特別補てん制度が検討されており、今後とも注意深く情勢を注視する必要があります。

肉用牛肥育経営安定交付金制度については、令和4年において、肉専用種が8月から5期連続で発動し、交雑種では、1・3・4・5・12月を除く全ての月で、また、乳用種については、昨年に引き続き全ての月で発動がありました。令和5年度についても発動の継続が予想されます。

一方、家畜衛生面においては、高病原性鳥インフルエンザの国内での発生が継続しており現在まで収束していない状況にあり、今後とも、会員をはじめ、関係機関と連携し防疫対策に引き続き取り組んでいく必要があります。

このような厳しい情勢の中、当協会としては、会員傘下の畜産農家の健全な発展のため、会員各位と連携を密にして、主事業である配合飼料価格差補てん事業の円滑な推進及び各種の畜産振興対策事業を積極的に推進してまいります。

2 事業計画

(1) 配合飼料価格差補てん事業

当協会業務方法書等により締結した配合飼料価格差補てん基本契約(令和3~6年度)に基づき飼料荷受組合を通じて、基金の契約、積立金の徴収、数量報告、補てん金の支払いなどの業務を適正かつ円滑に推進します。

また、令和5年度の新規加入者が納付しなければならない別途納付金はありません。

令和5年度の加入畜産経営者の積立金の額は、600円/トンとなりました。

(単位：円/トン)

区 分	加入畜産 経 営 者	経営製造業者			合 計
		基本	積増	計	
通常補てん積立金の額	600	600	600	1,200	1,800

① 令和5年度契約数量

契約数量は343戸の283,135トン(前年比102.1%)となりました。

② 通常補てん積立金の四半期別の積立計画 (600円/トン)

期 別	契約数量 (t)	積立金額 (円)	備 考
第1四半期	70,504	42,302,400	
第2四半期	68,398	41,038,800	
第3四半期	73,869	44,321,400	
第4四半期	70,364	42,218,400	
計	283,135	169,881,000	

(2) 畜産関係リース事業

(一財)畜産環境整備機構と当協会との業務委託契約に基づき、畜産環境整備リース事業(旧1/2補助付きリース)及び畜産高度化支援リース事業(補助付きリース)に係る借受者に対する貸付料等の徴収、機構への納付などの業務を行います。

また、畜産関係リース事業の新規借受希望者があれば、飼料荷受組合等と連携して推進することとします。

(3) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (国庫：1/2補助付きリース事業)

本事業は、地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体における生産コストの低減、高付加価値化、新規需要の創出、飼料自給率の向上のために必要な機械装置のリース方式による導入等に対し、当該機械装置の貸付者に対し支払う貸付料について負担の軽減を図る、いわゆる補助付きリース事業です。

県の窓口団体である(一社)長崎県畜産協会及び事業参加荷受組合と連携を図りつつ、事業の円滑な推進に努めてまいります。

<事業の概要>

①借受者 農協等、畜産業を営む者・農業生産法人・農事組合法人(認定農業者等)

②補助率 1/2以内

③実施方法

貸付主体であるリース会社に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を助成する。

④貸付期間 法定耐用年数以内

⑤貸付対象機械装置 上記目的を達成するために必要な機械装置

⑥実施期間 平成28年度～

(4) 肉用子牛生産者補給金制度

(一社)長崎県畜産物価格安定基金協会と肉用牛農家との間で締結された生産者補給金交付契約に係る事務について、当協会が事務委託を受け、子牛の個体登録、販売・異動・保留確認及び積立金の徴収等の業務を行い、肉用子牛生産農家の経営安定に引き続き取り組んでまいります。

また、今年度は、第7業務対象年間(令和2年度～令和6年度)となります。

なお、令和5年度の保証基準価格等は次のとおりです。

		令和5年度
黒毛和種	保証基準価格	556,000円
	合理化目標価格	439,000円
交雑種	保証基準価格	274,000円
	合理化目標価格	216,000円
乳用種	保証基準価格	164,000円
	合理化目標価格	110,000円

平均売買価格の算定根拠となる子牛の体重の範囲(省令規格)

品 種	省 令 規 格
黒毛和種	250 kg ~ 320 kg
交 雑 種	260 kg ~ 320 kg
乳 用 種	250 kg ~ 330 kg

令和5年度事業計画

品種区分	参 加 農家数	個体登録 計画頭数	生産者積立金(1/4)	
			単 価	積立予定額
黒毛和種	2 戸	1,200 頭	400 円	480,000 円
交 雑 種	2	3,100 頭	800 円	2,480,000 円
乳 用 種	1	300 頭	1,700 円	510,000 円
計	3	4,600 頭	—	3,470,000 円

注 契約戸数は、1戸の生産者が複数種登録しているため合計が一致しない。

(5) 肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)

(一社)長崎県畜産協会が、肉用牛肥育農家との間で締結している肥育牛補てん金交付契約に係る事務について、当協会が事務委託を受け、個体登録の申込み、販売・異動報告書の点検・送付及び負担金の徴収・納付などの業務を行い、肉用牛肥育農家の経営安定に取り組んでまいります。なお、この制度は、令和4年度より3年間第2業務対象年間で実施しています。

① 1頭当たり負担金

(単位：円/頭)

品 種 区 分	1 頭 当 ち 負 担 金	負 担 区 分			
		農畜産業 振興機構 (3/4)	生産者負担金 (1/4)		
			生産者	長崎県	計
肉専用種	56,000	42,000	12,380	1,620	14,000
乳用種	56,000	42,000	13,120	880	14,000
交 雑 種	68,000	51,000	15,960	1,040	17,000

② 令和5年度事業計画

() 内数

品種区分	経営体数		農場数	登録頭数	生産者負担金額/頭数	
	肥育	一貫				
肉専用種	20 戸	4 戸	29 場	6,115 頭	67,718,600 円	5,470 頭
乳用種	0	0	0	310	3,476,800	265
交 雑 種	3	0	4	3,575	68,069,400	4,265
畜種複合	16	11	27	(6,300)	(92,079,700)	(6,365)
計	39	15	60	10,000	139,264,800	10,000

(6) 肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）

事務委託を希望する生産者と当協会が委託契約書を締結し、申請書類、販売報告等の業務を代行しており、本年度も引き続き飼料荷受組合等の協力を得ながら業務を遂行してまいります。

令和5年度事務代行受託予定頭数 125,000頭

<事業の概要>

① 事業の目的

平均粗収益が、生産コストを下回った場合に、その差額の9割を補てんすることにより、養豚経営の安定に資する。

② 事業内容

ア 積立負担割合	生産者：国＝1：3
イ 補てん金	平均粗収益と生産コストとの差額の9割
ウ 対象者	養豚経営者（大規模法人は対象外）
エ 業務対象年間	令和3～令和5年度（3年間）
オ 生産者積立金	400円/頭を予定（県費助成64円）
カ 契約対象頭数	年度当初に設定（四半期ごとの頭数）も設定
キ 積立金の返還	業務対象年間終了時に基金残高が生じた場合、無事戻しを実施
ク 発動計算期間	前四半期に発動がなかった場合は、通算して算定

(7) 長崎和牛肥育素牛導入事業（県単：継続）

長崎和牛生産拡大及び先導的農業者の育成を進めるため、増頭計画を作成し、経営規模の拡大を図る肥育農家に対し、県が素牛の導入経費の一部を助成するものです。

<事業の概要>

① 肥育農家の要件

- ア 増頭が確実な者
- イ 畜産クラスター計画に位置づけられた中心的経営体又は肉用牛生産振興に資すると知事が認めた経営体であること
- ウ 「長崎和牛生産者登録制度」に加入していること
- エ 肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)加入者
- オ 牛個体識別全国データベース情報の利用について同意が得られる者

② 補助対象牛の要件

- ア 父牛又は本牛の育種価（枝肉重量）が上位1/2以上であり、育種価（脂肪交雑、歩留まり又はオレイン酸のうちいずれか）が上位1/4以上であること
- イ 3ヶ月齢以上36ヶ月齢以下の肥育用に供される黒毛和種又は褐毛和種

③ 補助金 50,000円/頭

④ 補助の上限 1経営体当たり原則として年間100頭

⑤ 実施期間 令和元年度～5年度

(8) その他の畜産振興事業の推進

畜産農家の経営安定のための各種補助事業等が新たに実施される場合は、窓口団体として、積極的に対処してまいります。

(9) 会議等の開催や出席

理事会・総会はもとより、事業の適確な推進を図るため、ブロック会議や各種畜産関係会議等に参加し、情報収集に努め、飼料荷受組合との密接な連携により生産者へ迅速に情報提供します。